

文化的多様性と民主的法治国家の正統性 ～ハーバーマスにおける承認の政治～

Cultural Diversity and Legitimacy of Democratic Constitutional State — Habermas on Politics of Recognition

教養学部 非常勤講師（国際政治哲学）

高橋良輔*

問題の所在：文化と政治をとりまく神話

- (1) 承認をめぐる二つの政治
- (2) 多文化主義論争の位相転換
- (3) 民主的法治国家の条件
- (4) 移民受け入れの二つのレベル
- (5) 文化的差異に対する政治的統合の優位

むすびにかえて：近代国家の再評価という逆説
参考文献

問題の所在：文化と政治をとりまく神話

近代の政治的言説において、文化的多様性と民主的法治国家の関係は、必ずしも予定調和を保証されてきたわけではない。例えば、2004年に国連開発計画（UNDP）が発行した人間開発報告書（Human Development Report）は、そのテーマとして「文化的自由 Cultural Liberty」を掲げ、今日でも文化と政治の関係をめぐる「神話」が人々の心に抱かれていると指摘している¹。なるほど、「自分が誰であるか」を規定するアイデンティティを自ら選択することは豊かな生活を営むうえで不可欠の要素であるが、同時に人や集団を極端に区別することは「われわれ」と「かれら」とのあいだに深い亀裂を生み、不信と憎悪の増殖をうながす危険性を秘めている。同報告書は、アイデンティティをめぐるこの両

義性に配慮しつつ、人間開発とは単に国民所得の上昇にとどまるものではなく「人間の選択肢を拡大するプロセス」であり、21世紀には「文化的多様性の管理」が、取り組むべき中心的課題の一つになったと謳っている。

たしかに、われわれがポスト冷戦期の世界を展望するとき、アフリカ・東欧・中央アジアなどの低開発諸国には、依然として民族・宗教・文化などのアイデンティティをめぐる紛争にさらされている脆弱国家（weak state）や破綻国家（failed state）を目にすることができる。だがこの「文化的多様性の管理」という課題は、必ずしもこれらの低開発国に固有の問題ではない。すでに冷戦終結直後、アーサー・シュレジンガー Jr. は、アメリカの文化多元社会をめぐる考察の冒頭で、ポスト・イデオロギー時代の紛争を次のように描写していた。

イデオロギー抗争の時代が時代が沈静化するにつれ、人類はおそらくより一層危険な民族的、人種的憎しみ合いの時代に足を踏み入れている。より正確に言えば、再び足を踏み入れたというべきだろう。

なぜなら、部族間の相互的反感は、世界で最も古くから存在する事柄のひとつだからである。

（Schlesinger [1991=1992：1]）

* たかはし・りょうすけ、埼玉大学教養学部非常勤講師、国際政治哲学

たしかにこれまでも、この問題に対しては各々の国民国家がそれぞれに対応を模索してきた。例えば、国内に居住する文化的他者への処遇には、もともとのアイデンティティを維持させることで他の人々から隔離する差異主義（differentialism）と、古いアイデンティティの維持を認めず主流文化に合流させようとする同化（assimilation）という、二つの選択肢が存在している²。かつてヨーロッパ中に離散（diaspora）していたユダヤ人たちがしばしば直面したように、これまで文化的マイノリティは国家のなかで排除か包摂のいずれかを選択しなければならなかった。

なるほどこうして、人々のアイデンティティをめぐる政治は、まさに国家建設（State Building）の途上にある国々のみならず、すでに国民国家としての歴史を積み重ねてきた国々でも重要な問題を提起し続けてきた。「文化的多様性の管理」は、今日も依然として破綻国家・脆弱国家だけの問題ではなく、さまざまな背景をもった移民たちとの共存を迫られる先進諸国にも深刻な課題をつきつけている。グローバリゼーションの進展のなかで国民国家の権能が疑問視されるにしたがい³、形式上平等な権利を保証する近代の法治国家の正統性と、ア・プリオリに想定された同質性により担保されてきた社会統合とは、ますますその整合性を自明視できなくなりつつある。

もちろん歴史を振り返ってみても、暴力装置の独占や合理的な官僚機構によって集権化を推し進める近代国家と豊饒な文化的多様性の関係は、必ずしも調和的なものとはみなされてはいない。例えば19世紀末、ビスマルクの主導によるドイツ第二帝国の成立を目撃したニーチェは、国家を「組織化された非道徳性」と呼び、さらには「人間が国家に奉仕して実行するすべてのことは、人間の本性に背いている」とまで述べ

て近代的な国家主義への嫌悪を示している。またそれからほどなく、マックス・ヴェーバーが近代化を崇高な究極的価値の退場による脱魔術化と捉え⁴、文化発展の末に登場する「末人たち letzte Menschen」に言及したときも⁵、そこには生き活きとした精神文化と近代の政治経済を支える合理主義との相克が描き出されていた。

このように、近代をめぐるさまざまな言説のなかで、近代国家と文化的多様性はしばしば二律背反の関係にあると考えられてきた。このため UNDP の報告書は、今日なおも人々の心に抱かれている文化と政治の関係をめぐる言説を以下の五つに整理している。

【神話その1】

人々の民族的アイデンティティと国家への帰属（attachment）は競合する。したがって、多様性の認識と国家統一の間には二律背反（trade off）の関係がある。

【神話その2】

民族集団は、価値観の衝突から互いに暴力的紛争を起こしやすい。したがって、多様性の尊重と平和の維持とは二律背反の関係にある。

【神話その3】

文化の自由のためには伝統的慣行を守ることが必要である。したがって、文化的多様性の認識と、開発、民主主義、人権の前進の間に二律背反の関係が存在する可能性がある。

【神話その4】

多民族国家は、相対的に発展する能力が低い。したがって、多様性の尊重と開発の推進との間には二律背反の関

係が存在する。

【神話その 5】

文化の中には、ほかの文化よりも堅実で、起業家精神に富んでいるものもあれば、そうでないものもある。また、民主的価値観をもっているものもあれば、もっていないものもある。したがって、特定の文化を受け入れることと、開発および民主主義を推進させることの間には二律背反の関係が存在する。

(UNDP [2004 : 7-12])

報告書によれば、これら一連の二律背反には必ずしも実証的裏づけがあるわけではない。すなわち、文化的多様性は国家統一や平和の維持と両立せず（神話 1・2）、また脱伝統的な生活様式や経済発展、そして民主主義に代表される近代化とも両立しない（神話 3・4・5）、という言説は、実際には根拠のない「神話」に他ならず、それが現在もなお人々の思惟を拘束しているというのである。

そのため UNDP は、今やこれらの神話を「事実」によって覆さねばならないと主張する。曰く、アイデンティティはゼロサムゲームではない以上、国家的統一と文化的差異のいずれかを排他的に選択する必要はなく、文化的差異それ自体が武力紛争をひき起こすという実証的証拠もない（神話 1・2 への反駁）。また、文化的自由は個人の選択の拡大に関するものであって伝統への無批判の盲従を意味せず、多文化国家であっても政治的安定や経済的成功を収めた例は数多い。つまり実証的には、文化と開発および民主主義の因果関係を単純に示すような証拠は存在しないというのである。（神話 3・4・5 への反駁）。

だがその一方でこの報告は、これらの文化と政治をめぐる神話がまさに言説としての現実性

をもち、人々の社会生活に二つの文化的排除を出現させるとも指摘する。つまり、文化をめぐる一連の言説が流布される時、そこにはある集団が選択した生活スタイルに対して外部からそれを否定する「生活様式の排除」がもたらされ、また文化的アイデンティティを理由に社会的・政治的・経済的機会において不利な処遇を受ける「参加の排除」が生じてくることも、また事実なのである。報告書は、こうした排除の発生メカニズムの根底にこれらの神話群が横たわっており、それがある種の自己充足的予言として二つの文化的排除を現実化させていると述べる。かつてヘーゲルがその法哲学の冒頭で、「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。(Was vernunftig ist, das ist wirklich ; und Was wirklich ist, das ist vernunftig.)⁶」と述べたことはあまりに有名だが、おそらく文化と政治をめぐる神話についてはこの命題が逆転写されるのかもしれない。人々の思考が根拠のない神話によってかたちづくられるとき、それは現実の文化的排除の源泉として機能するのである⁷。

まさにこうした状況のもとで、現在、文化的アイデンティティの多様性と近代的な法治国家がいかなる関係を結びうるかという問題が、あらためて問い直されている。以下では、まず多文化主義をめぐる論争のなかで「承認をめぐる政治」を提唱したチャールズ・テイラーの主張と、それに対するユルゲン・ハーバーマスの批判をとりあげ、続いて後者の民主的法治国家観を確認することで、こうした問題系の位相を明らかにしたい。また、論考の後半部では、ハーバーマスの民主的法治国家論が移民問題や民族的マイノリティの分離主義にいかん適用されるのかを検証し、現代の民主的法治国家の再評価に埋め込まれているひとつの逆説に光をあてていくことにする。

(1) 承認をめぐる二つの政治

1994年、エイミー・ガットマンの編集により再刊行された『マルチカルチュラリズム：承認の政治の検証 (Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition, 1994)』は、チャールズ・テイラーの論考「承認をめぐる政治」に対して、スティーヴン・ロックフェラー、マイケル・ウォルツァー、アンソニー・アッピア、そしてユルゲン・ハーバーマスらがコメントを寄せるかたちで構成されることになった。その冒頭でテイラーは、まず「現代の政治の多くの要素は、承認 (recognition) の必要、ときにはその要求をめぐる展開している⁸⁾」と述べる。彼によれば、フェミニズムや多文化主義 (multiculturalism) といった今日の政治運動は、社会的なマイノリティによる承認への要求として展開される。すなわち、自らの独自性への承認は人々のアイデンティティと直接に結びついているため、不承認や歪められた承認 (misrecognition) は人々の現実の生活に被害と抑圧をもたらし、それが人々を政治運動へ駆り立てている、と彼は主張したのだ⁹⁾。

この「承認をめぐる政治」の源流を、テイラーは近代に生じてきた二つの変化へと遡っている。彼によれば、近代には、まず名誉の基礎であった社会的階層秩序が崩壊し、不平等と結びついた名誉の観念から平等主義的で普遍主義的な人間ないし市民の尊厳の重視へと承認の形態が変化する。これにともない、人々はあらかじめ固定された身分制のヒエラルキーからではなく、むしろ自分自身の内面から自らのアイデンティティを汲み出すようになっていく。テイラーが「真正さ authenticity」と呼ぶこの理念によって、人々は道徳の起源を超越的・自然的な秩序からではなく、むしろ自らの内なる声に求めるようになった。ルソーやヘルダーの思想に象徴され

るこれらの変化のもとで、人間の生は根本的に「対話的 dialogical」なものと考えられ、アイデンティティの承認への関心が抱かれるようになったのである。

そして彼によれば、今日までにこの承認をめぐる政治はそれぞれ異なる二つの政治形態に関連づけられてきた¹⁰⁾。一方で、近代に名誉から人間の尊厳へと承認の形態が移行すると、そこには全ての市民の平等な権利を追求する「普遍主義的な政治」が生じてくる。今日の人権概念の生成に象徴されるように、人々に平等な主体的権利を保証するこの政治モデルは、近代の法秩序にポスト形而上学的な基盤を提供してきた¹¹⁾。だがこれと同時に、自らの内面に見出すアイデンティティに人々が「真正さ」の観念を抱いたために¹²⁾、そこには各々の存在の独自性を主張する「差異をめぐる政治」も生じてくる。この政治モデルは、全ての人々が他の人とは異なるかけがえのないアイデンティティを持ち、かつそれが政治的・社会的に承認されるべきだと主張した。こうしてテイラーは、この二つの政治のあいだに次のような対立関係を見出すのである。

平等な尊厳をめぐる政治においては、実現されるものは普遍的に同一なものとなみなされている。すなわちそれは諸権利と諸特典の同一の組み合わせである。差異をめぐる政治においては、われわれが認めることを求められるのは、ある個人や集団の独自のアイデンティティ、すなわち他のすべての人々からの区別なのである。まさにこの区別こそが無視され、曲解され、支配的なあるいは多数派のアイデンティティへと同化されてきたというのが、その思想である。そしてこの同化は、真正さの理念に対する重大な罪なのである。

(Taylor [1994=1996: 55])

たしかに差異をめぐる政治もまた、ある意味で普遍的な尊厳をめぐる政治から生じている。だが、集団的アイデンティティの独自性の主張は、諸個人の平等な権利を追求する政治モデルとはしばしば衝突する。このためテイラーは、形式的に個人の権利の平等を保証することで満足してしまう自由主義の政治モデルは、独特の文化的アイデンティティに十分な承認を与えることはできないと断じる。つまり彼は、カナダのケベックのように集団的目標をもつ社会では、独自の文化的アイデンティティをもった構成員を積極的に作り出し、文化的共同体の存続を目指した政策が採られる必要があると言うのである¹³。かつてヘーゲルが説いた「承認をめぐる闘争」を、現代の政治・社会運動の動因に見出すその主張は、北米大陸における多文化社会のあり方に大きな波紋を生じさせたのであった。

(2) 多文化主義論争の位相転換

しかしこうしたテイラーの主張に対して、その意義を認めつつもはっきりと異論を唱えたのが、これまでも多くの論争を繰り広げてきたユルゲン・ハーバーマスであった。彼は「民主的法治国家における承認をめぐる闘争（"Kampf um Anerkennung im demokratischen Rechtsstaat", 1993）」において、「普遍主義的な政治」と「差異をめぐる政治」の対置を拒否し、むしろ両者を政治的-法的自律性の観点から媒介しようと試みている。すなわち、テイラーやウォルツァーが主張した二つの政治モデルの対立を回避するため、彼は次のように問題を再設定したのである。

近代憲法は、市民は自由で平等な法仲間からなる共同体を自主的に設立するという理性法の理念に基づいている。市民が実定法を媒介にして自分たちの共同生活を正当に規制したいと望むと

き、憲法は市民が相互に認め合うべき諸権利を可能な限り保証する。つまりそこでは、主体的権利と権利の担い手としての個人の法人格がすでに前提とされている。……だが、このように個人主義的に構築された権利の理論は、集団的アイデンティティの表明や主張が問題となる承認をめぐる闘争に適切に対応できるだろうか。

(Habermas [1997 : 237= 2004 : 232])

ハーバーマスによれば、近代の市民解放運動や労働運動は、いずれも「平等な社会生活の機会 gleiche soziale Lebenschancen」を奪われた集団による闘争であった。さまざまな抑圧に対抗する闘争は、自由主義と社会改良主義が普及するにたがって社会国家における市民権の普遍化をめざすようになっていく。そのため今日では、抑圧や周辺化に抵抗する政治・社会運動は、平等な基本権の獲得とその実現の環境整備への要求として展開される。この文脈では、近代の民主的法治国家の基盤を構成する憲法は、諸権利の平等な付与を追求するプロジェクトの結晶に他ならない。集団的な政治目標を掲げるフェミニズム、多文化社会の少数派、国民としての独立を目指す人々、自文化の平等な権利を要求するかつての植民地もまた、こうして自らの地位と生存の保証を求める闘争を繰り広げてきたのだ¹⁴。

だがこれらの闘争の問題点は、それがしばしば個人の権利保証ではなく集団の権利請求として表象されることである。それを如実に示しているのが、現代のコミュニタリアニズムであり、その言説は文化的共同体の保存を集団的権利の問題として掲げてきた。だがこれに対してハーバーマスは、特定の文化の担い手を政策的に作り出すことで文化的共同体を保存する提案を、少なくともパターンリスティックであると批判

する。つまりそこでは、近代の民主的法治国家において、諸個人が法の受け手であると同時にその起草者でもある点が見過ごされているというのである。彼によれば、近代の民主的法治国家においては、「法の受け手は私的法主体として法に従うだけではなく自らその法の起草者¹⁵⁾」であり、実定法はその作り手と受け手が一致するときにはじめて規範的な拘束力を獲得する。これを考慮するならば、文化的差異を担う市民を法の保護・育成の対象とみなすことは、むしろ彼・彼女らの主体的な自律性を侵害する事態を招きかねない。文化を担う私人の主体的権利と立法に参加する国家市民の地位とは、個人的権利と集団的権利に分断されてはならず、むしろ両者の根底には私的自律と公的自律の「等根源性 (die Gleichursprunglichkeit)」が見出されなければならなかった。こうして、ハーバーマスは、立法への参加を実現する民主制と個々人の基本権を保証する法治国家が連結されるときにはじめて、公私二つの自律性が政治的-法的自己決定権として再結合されると主張したのである¹⁶⁾。

なるほど、人々が私的存在として法に服するのと同時に、公的存在として自ら法を作りだしている点に着目するとき、「重要なのは、私的自律を外部から保護することではなく、両自律の内的なすなわち概念上の必然的なつながりである¹⁷⁾」。近代の民主的法治国家のもとでは、文化の担い手たちの基本権と国家市民が形成する法秩序は互いに支え合わなければならない。つまり、個々人のアイデンティティが相互主観的な社会化のプロセスのなかで形成されることを考慮するならば、個人主義的に構成された権利の理論にも、権利主体のかけがえのないアイデンティティの保証という観点から文化的差異を尊重することが求められてくる。このためハーバーマスは、承認の政治に一定の意義を認めつ

つ、しかし次のようにテイラーとは異なる立場を表明する。

法人格を含む人格は、社会化を通してのみ個人となる。この前提から正しく解釈されれば、権利の理論は各人のアイデンティティを形成する生活諸連関のなかで個人の不可侵性を保護する、承認の政治を要求するものとなる。そのためには、権利の理論の個人主義的なあり方を他の規範的観点から修正するいかなる対抗モデルも不用であり、必要なのはこの理論の首尾一貫した実現だけである。もちろんその実現は、社会運動と政治闘争なくしては難しいだろう。

(Habermas [1997 : 243=2004 : 237f])

諸権利の実現には、社会運動や政治闘争が必要であるとはいえ、ハーバーマスにとって文化的アイデンティティへの承認はリベラルな権利請求と必ずしも衝突しない。むしろ文化的差異の尊重を求める市民の要求は、外部から温情的に保護される対象としてではなく、諸個人の平等な権利の主体的実現という観点から新たに把握される。「平等な権利をもつ市民の私的自律は、国家市民としての自律の活性化と同じ歩調でしか確保されない¹⁸⁾」。文化的アイデンティティを担う人々の私的自律は、国家市民の公的自律と結びつくときに十分に達成されるのであり、両者を切り離したうえでいずれかに優先順位を問うことはできなかった。こうして、私的自律と公的自律の概念的な結びつきを指摘することによって、ハーバーマスは多文化主義の基盤をめぐる論争をリベラル vs. コミュニタリアンの二分法からすくい出し、むしろ民主的法治国家の再評価へと論争の位相を移し変えたのであった。

(3) 民主的法治国家の条件

もちろん、私人たちの基本権と国家市民の地位を結びつけることによって「普遍主義的な政治」と「差異をめぐる政治」を調停するならば、十分に民主的な諸権利の体系は文化的差異に敏感な普遍主義のもとで実現されなければならない。形式上の基本権というかたちで平等が達成されるとき、そこでは民主制に基づいて具体的な差異への考慮が払われる必要があった。

諸権利の体系が民主的なやり方で実現されるならば、これらの差異はますますコンテキストに敏感なやり方で認識され、考慮されなければならない。市民権の普遍化は依然として諸権利の体系の差異化を進める駆動力であり、その体系は、市民自身が制御する厳密な平等待遇なしには、市民アイデンティティを確立する生活のコンテキストを保証することはできない。

(Habermas [1997 : 245f=2004 : 240])

こうしてハーバーマスは、個人主義的なアトミズムでもなく¹⁹、また共同体主義が要求する集団主義でもなく、私的自律と公的自律をとともに実現する市民権の普遍化にこそ多文化社会の理性的な基盤を求めている。それは、市民権の普遍化を実現する民主的法治国家のもとではじめて、文化の担い手の主体的権利と立法に参加する国家市民の地位が相補的に把握され、個人の普遍的権利と集団の特殊的権利とのあいだに見出されてきた不毛な二者択一が回避できることを意味していた。

なるほどここで彼が、近代における「自由主義的政治 die liberale Politik」と「社会国家的政治 sozialstaatliche Politik」の成果を前提としていることは言うまでもないであろう。近代社会では、自由主義的政治のもとで公的な地位の獲得と私的なアイデンティティが切り離されること

によって、職業や社会的評価あるいは政治権力へのアクセスをめぐる機会均等の中立性が保証されてきた。またそこでは、社会国家的政治が社会的権利や労働法を通じて事実上の不平等を是正している。だが、形式的平等の確保はしばしば実質的不平等の固定化に、また事実上の平等の是正は温情主義的なパターンリズムに陥る危険性をもっている。フェミニズムがその権利闘争のなかで明らかにしてきたように、現実の社会のなかでは、しばしば形式的に保証された法的平等が事実上の不平等を隠蔽し、また事実上の平等を目指す施策が不平等を再生産する「法的平等と事実上の平等の弁証法 (Dialektik von rechtlicher und faktischer Gleichheit)」が作用してきた。

そのためまさにこれらの危険を回避するために、ハーバーマスは次のように市民の私的・公的自律の活性化という視点を要請している。

しかし、法的平等の規範的意味が転倒してしまわないためには、平等に分配された法的権限を使用する機会の均等という事実上の前提条件が満たされなければならない。だからといって、その観点から目指される生活状況および権力地位の事実上の均等化が、標準化を志向する介入 (normalisierende Eingriffen) へ進んではならない。その種の介入は想定された受益者の自律的生活形態における自由裁量を神経質に制限することになってしまうからである。

(Habermas [1997 : 243=2004 : 238])

むしろこの観点のもとでは、規範的に保護されるのはあくまで諸個人の法人格の不可侵性であり、文化的アイデンティティの存続それ自体ではない²⁰。ハーバーマスによれば、文化保護をめぐる諸々の政策的措置は不平等な取り扱いを

是正する法的要求への応答に他ならず、当該文化への一般的な価値評価をその論拠としているわけではなかった²¹。その目的は、諸個人の不可侵のアイデンティティの保護であり、文化的集団の存続や特殊な生活様式の維持は、市民個人の法的権利の平等な実現に必要な範囲でのみ保護の対象とみなされる。

それゆえ、文化的共同体の保存と育成をめぐる集団的権利よりも諸個人の権利に優先権を見出す点では、ハーバーマスは明らかに自由主義に近い立場をとっている。人々の集団的アイデンティティをマクロ主体の属性に還元することを一貫して批判してきた彼は、文化の保護を集団的権利によって基礎づけることを次のように否認するのである。

多様な民族集団とそれらの文化的生活様式の平等な権利での共存は、集団的権利のようなものによって保護される必要はない。集団的権利は、個人としての人間に合わせて作られた権利の理論に、過大な要求をしてしまう。たとえそのような集団的権利が民主的法治国家で認められたとしても、それはたんに不必要だけでなく規範的に疑わしいものとなるだろう。というのも、アイデンティティを形成する生活様式や伝統の保護は、最終的には集団ではなく、その集団の構成員一人一人の承認を目指すものであるべきだからである。したがってその保護は、行政による種の保存のようなものではありえない。種の保存というエコロジーの観点からは、文化にはあてはまらない。

(Habermas [1997 : 259=2004=252f])

もちろん『コミュニケーション的行為の理論』や『近代の哲学的ディスクール』などの著書・講義を通じて、相互主観的な承認のプロセスを

重視してきたハーバーマスは、諸個人の人格形成についてアトミズムの立場をとるわけではない。だが、もしも文化保護を集団的権利によって基礎づけるとすれば、個人の自律性の尊重のうえに築きあげられてきたポスト伝統的社会的政治的学習成果はないがしろにされてしまう。彼が近代を「未完のプロジェクト」として再評価する以上、多文化社会の成立条件は文化的集団の温情的保護ではなく、諸個人の自律性の実現に見出されなければならなかった。

こうしてハーバーマスがコミュニタリアニズムを批判するとき、そこではリベラル vs. コミュニタリアン論争のなかで、個人と共同体に担い手が分割されてしまった私的・公的自律性を再び結合し、その一体性を回復することが目指されている。彼によれば、文化の担い手の基本権を保証する法治国家と立法に関与する国家市民の地位を実現する民主制とのあいだには次のような内的連関が見出されなければならない。

規範的に見れば、民主制のないところに法治国家は存在しない。他方で、民主的プロセスはそれ自体が法的に制度化されていないから、逆に人民主権の原理は基本権を要求し、基本権なしで正当な法は存在し得ない。すなわちまず第一に平等な主体的行為の自由に対する権利があり、その権利が個人の包括的な法的保護を前提とするのである。

(Habermas [1997 : 251=2004=245])

ハーバーマスにとって、文化的アイデンティティはマクロ主体を構成する集団の権利からではなく、むしろ諸々の個人のかげがえのないアイデンティティの保証という観点から保護される。豊饒な文化的多様性と集権化された近代国家との二律背反を回避しようとするならば、そこではまず諸個人の基本権を保証し、人々のアイデ

ンティティの不可侵性を承認する民主的法治国家こそが必要であった。ここにおいて彼は、多文化社会の基盤を、個人でもなく、共同体でもなく、諸個人の自律性を保証する民主的法治国家に見出していたのである。

(4) 移民受け入れの二つのレベル

こうして対話に基づいて社会統合を達成する共和主義を高く評価するにも関わらず、コミュニタリアニズムに対してハーバーマスは一定の批判的距離を保っている。たしかに国家が集団的権利を根拠に特定の文化を保護・育成するとき、そうした措置は諸個人が自らの文化の継承を自身で選択する機会を奪ってしまう。なるほど、つねに個別的・局地的なものとしてたち現れてくる文化的伝統や生活様式は、一方的に人々に享受されているわけでは決してない。ウルリッヒ・ベックやアンソニー・ギデンズ、そしてスコット・ラッシュが指摘してきたように²²、近代社会における諸個人は、文化的伝統のなかで社会化すると同時に自らを取り巻く生活様式に再帰的に向き合っている。つまり、それぞれに差異化され特殊性を見出されてきた文化的伝統と生活様式は、もはや無条件に存続するのではなく、人々の自覚的な意識化のもとで継承されていくのである。

文化的伝統とその中で表現される生活様式とが再生産されるのは、通常は、それらから人格構造に影響をうけた人々が納得することによって、すなわちそれらを生産的に取得し継承しようと動機づけられることによってである。法治国家にできるのは、ただ生活世界の文化的再生産のこの解釈学的実践を可能にすることだけである。というのも再生産自体を保証することは、自らの文化的伝統の所有が必要か否かに賛

成あるいは反対する自由を、まさに構成員から奪うことになってしまうからである。文化を反省的に見たときでも維持される伝統や生活様式は、その構成員が批判的に吟味し、後進世代が他の伝統から学びあるいはそれに改宗し、または他国に移住する自由を与えられても、なおかつ構成員を束ねることができる場合のみである。

(Habermas [1997 : 259=2004=253])

もちろん人々の自己理解としてのアイデンティティは、限られた歴史的・局地的な文脈のなかで形成されており、人々は自らのパースペクティブの「地平」を任意に選択することなどできない。だがそれにも関わらず、ポスト伝統的社会における文化的再生産では、伝統はその担い手の反省的吟味を免れない。いまや人々は自らの一部である文化的伝統に反省的な距離をとり、それを継承するか否かを再帰的に判断していく²³。この意味では、文化的伝統はもはや同質性の揺るぎない基盤ではなく、社会統合のプロセスにおいて限られた役割しか果たすことはできないのである。

それゆえハーバーマスにとって、多文化社会において保証されるべきは文化的同質性の静態的な存続ではない。むしろそこでは、自らの一部でもある文化との対峙・継承・変容、そしてときには断絶をも選びとる人々の自己決定権こそが重視される。

多文化社会においては、生活様式の平等な権利での共存が意味するのは、すべての市民に文化的伝統の世界で差別されずに成長し、またその中で子供を育てる機会を保証することである。すなわち——他のすべての文化に対すると同様に——自らの文化と対峙し、それを伝統のままに継承し、あるいは変

容させる機会、また伝統との意識的断絶によって自らを鼓舞するか分裂したアイデンティティによって縁を切る機会の保証なのである。

(Habermas [1997 : 261=2004 : 254])

すでにヴァイマル共和国でヘルマン・ヘラーが気づいていたように²⁴、歴史のなかで文化はその活力を自らのダイナミズムから引き出さなければならぬ。ハーバーマスが多文化社会において保証の対象と見なすのは、文化的価値それ自体の存続ではなく、それを変容させながら継承していく機会だけであった。

例えば、こうした事態が顕著に現れてくるのは、移民の増加などによって社会の自己理解が影響を受けるときである。移民の流入は文化的な人口構成に変化を与え、人々の自己理解に変容をもたらす。ハーバーマスによれば、受け入れ側の社会が移民に要求する同化については、

(a) 憲法原理への同意 (b) 自己の文化変容の覚悟という二段階が区別されてきた²⁵。

まず、(a) 憲法原理への同意によって彼が示唆するのは、受け入れ側社会における政治的-法的自律性の制度化を移民が理解し、それを尊重することである。この場合、憲法原理の解釈はそれぞれの社会の自己理解によって決定されるが、政治的-法的自律性を保証する諸制度の尊重は、移民者に政治文化の習得のみを求める。その際、移民たちは移住先での文化的実践や習慣のすべてに一体化する必要はなく、いわば外面的な適応のもとでテイラーが言うところの「真正さ」の感覚を維持する。

だがこれに対して、(b) 自己の文化変容への覚悟では、さらなる同化が移民たちに求められる。そこでは、日々の生活様式のすみずみにいたるまで伝統的習慣の習得と実践が要求され、人々が用いる言語の強制的変更や信仰上の改宗が推進される。かつてプロイセンがポーランド

に課したドイツ化 (Germanisierung) をはじめ、帝国主義をとった列強が占領地・植民地の人々に要求したものこそ、このタイプの同化に他ならない。もちろんここでは、人々の出自文化に起源をもつ集団的アイデンティティは深刻な抑圧を受けることになる。

それゆえ、もしも民主的法治国家が自らの正統性確保の条件として個々の権利主体のアイデンティティの不可侵性を保証するならば、しばしば追求されてきたような過剰な同化圧力は抑制されねばならない。ハーバーマスによれば、今日では、政治文化への同化要求のもとで受け入れ側の社会の既存のアイデンティティが急激な侵害から守られるとともに、移民たちの生活様式もまたその社会のなかで一定の尊重を受けていく必要がある。

したがって移民に期待すべきは、ただ新しい祖国の政治文化に適応する覚悟だけであり、移民が自らの出自の文化的生活様式を放棄する必要はない。たしかに民主的自己決定の権利は、自分たちの政治文化の包括的性格を主張する権利を含む。後者の権利が社会を分裂の危険から——見知らぬサブカルチャーの排斥からも、あるいはつながりを欠くサブカルチャーへの分離主義的崩壊からも——守るのである。もちろんすでに示したように、その政治的統合が原理主義的移民文化までも認めることはない。しかしまた政治的統合が、国内で支配的な文化的生活様式の自己主張のために強制的同化を正当化することもない。

(Habermas [1997 : 268=2004 : 261])

なるほど、移民たちに国家市民資格にともなう権利と義務への合意をうながすこの同化では、受け入れ側社会で政治的-法的自律性を担保し

ている諸制度の尊重が求められ、それを破壊するような原理主義的主張は容認されない。だが同時にそこでは、受け入れ側の社会が移民たちに完全な同化を押し付けることも認められない。まさにこのために、「…すべての国家市民を束ねる政治的統合の倫理的内容は、それぞれの独自の善の構想によって統合された、国内の倫理的-文化的共同体の差異に対して『中立』でなければならない²⁶」。ハーバーマスが重視する憲法パトリオティズムの理念からも明らかなように²⁷、集团的アイデンティティの理性性は、前政治的な同質性によってではなく、政治的自律性を実現する意見形成・意志形成への参加意識によって基礎づけられるべきものであった。

もっとも長期的観点からみるならば、政治文化の習得を求める同化政策は、受け入れ側社会のアイデンティティを永続的に保証するものでは決してない。

この法治国家的選択を採用した場合、移民の波が押し寄せれば、正統な方法で主張される共同体のアイデンティティが半永久的に (auf Dauer) 変化せずにいられるという保証はない。移民に固有の伝統を放棄するように求めることは許されないため、新しい生活様式が定着するとともに、市民が共有する憲法原則の解釈の地平が必要に応じて拡張されるようになる。その場合、活動的な国家市民の文化的構成が変化するにつれて、国民の倫理的-政治的自己理解全体に影響を持つ文脈も変化するというメカニズムが作動し始める。

(Habermas [1997 : 268=2004 : 261])

かつてカール・シュミットが「友と敵の区別」のもとで肯定したように、血統的・文化的同質性と政治的自律性が結束されるとき、そこには差別や粛清による人民の純化や集团的アイデン

ティティへの強制的同化が呼び起こされてくる²⁸。それゆえホロコーストや民族浄化といった凄惨な帰結を避け、なおかつ社会統合の崩壊を回避するためには、長期的には受け入れ側の社会もまた、自己理解の変容を甘受せねばならない。こうしてハーバーマスは、移民が人々の自律性を担保する政治文化を習得し、また受け入れ側の社会も長期的には自己理解の変容を自らのものとすることによって、多文化社会での社会統合をあくまで政治的に維持しようとしたのであった。

(5) 文化的差異に対する政治的統合の優位

またこの一方で、こうした中長期的な移民の同化問題とならんで多文化社会における社会統合問題が先鋭化されるのは、社会内部の少数派が政治的な分離独立を目指して既存の国家と闘争を行なう場合である。だが、旧ユーゴスラヴィアの崩壊プロセスが証明しているように、分離や独立にとまなう新たな多数派の形成は、同時に別の少数派を生み出さずにはおかない²⁹。例えば、この民族紛争を多角的に分析したマイケル・イグナチエフは、こうした事態に次のように警鐘を鳴らしている。

だが、勝利を得た民族集団の人権問題はナショナリズムによって解決されるとしても、その一方でナショナリズムは新しい犠牲者集団を生み出しており、そうした人々の人権状況をいっそう悪化させている。ナショナリストたちには、ともすれば、多数派の権利は守るが少数派の権利は否定しがちな傾向がある。こうしたナショナリストの路線に沿った集团的な決定が、現代世界で保護を求めている最も迫害された集団が真っ先に選択するものになりつつある。

(Ignatieff [2001=2006 : 52f])

差異に基づく分割は紛争の連鎖を断ち切ることはならない。まさにこのために、ハーバーマスは文化的マイノリティや既存の国民国家内部における少数派のナショナリズムが、文化的差異の維持を理由として社会統合を崩壊させることを認めないのである。すでに宗教的世界像の一元性が瓦解したポスト伝統的社会では、社会の分裂という大きな代償をもたらす政治的独立の要求は、文化的差異の存在論によっては決して正当化されなかった。

多様な民族共同体、言語集団、宗派および生活様式が平等な権利をもつ共存が社会の分裂という代償を払ってまで追求されるべきでないことは明らかである。痛みをともなう分離のプロセスが相互に閉鎖的な多数のサブカルチャーへと社会をばらばらに引き裂いてしまってはならない。

(Habermas [1997 : 174=2004 : 171])

たしかに、共通の美意識・感情・情緒によって結びつけられた部族主義によって政治空間が「小集団化」することを避けようとするならば³⁰、文化的差異の存在論に誘導された社会統合の崩壊は決して望ましい選択肢ではない。むしろ前節でも明らかにしたように、追求されるべきはあくまで民主的な法治国家のもとでの個人個人の権利保証なのである。

もちろん、このように近代国家の規範的意義を再評価するハーバーマスも、既存の政治社会に対するいかなる抵抗も認めないわけではない。むしろ他国による抑圧的支配や植民地における不公平な搾取によって、諸個人の基本権が一貫して保証されていないときには、抑圧された人々は自らの市民権の平等な実現をはっきりと要求する必要がある。

外国による支配や植民地主義のケー

スのように、正統な抵抗の標的とされる不法行為は、国民の自己決定 (nationale Selbstbestimmung) という想像上の集団的権利の侵害ではなく、個人の基本権の侵害から生じる。自己決定の要求は、直接にはただ平等な市民権の貫徹のみを内容として持つことができる。少数派に対する差別の撤廃も、既存の不法な制度の地域的境界そのものを問題とすることは決してありえない。したがって分離独立の要求は、中央国家権力が特定の地域にまとまっている住民から諸権利を奪っている場合にのみ正当化される。

(Habermas [1997 : 170=2004 : 168])

抵抗運動の正当性は想定上の集団的権利ではなく、むしろ具体的な個人の権利侵害に根拠をもつ。また、分離独立という選択肢は、平等な市民権が奪取されている人々が特定の地域にまとまっているという偶発的条件が整ったときにはじめて容認される。ハーバーマスにとって、規範的に実現が要求されるのは、集団的権利ではなく、あくまで現実の具体的な諸個人の権利であり、文化的差異や地域的境界の存在も決して社会の分割を規範的に正当化する根拠とはなりえなかった。

こうして彼によれば、近代社会における私的・公的自律性の実現は、諸々の民族の分離独立よりも、むしろ人々が自ら立法を行なう民主制の理念と各々の生活条件を規制する法治国家とを適切に結びつけるときに達成される。すなわち、多文化社会が理性的に成立するか否かは、文化的同質性の護持にではなく、民主制と法治国家がどのように編成されているかにかかっているのである。諸個人の私的自律を担保する基本権と公的自律の表象である主権とは、民主的法治国家における法制化のなかで再び結合され

なければならない。彼が次のように述べるとき、そこでは自由主義的な諸個人の権利保証と共和主義的な自己決定の理念があらためて結び付けられているのである。

国民の独立運動が共和主義的意味での民主的自己決定に依拠する限りは、分離独立（あるいは離反した他国との併合）が、現状の正統性（die Legitimität des status quo）を無視して正当化される（rechtfertigen）ことはない。すべての市民が平等な権利を享受し誰も差別されていないなら、既存の共同体からの独立には規範的説得力をもつかなる根拠もない。これは国連総会の議決に一致している。その議決は、国連憲章に一致し、すべての人民に自己決定の権利を保証しているが、しかしこの場合の人民（Volk）に民族の意味はない。

（Habermas [1997 : 171=2004 : 168]）

ハーバーマスにとって、重要なのは平等な権利保証と自己決定であり、民族的同種性や文化的同質性ではない。民主的法治国家の役割は、歴史的・地理的な偶発性のなかで形成された文化集団の保存ではなく、むしろ諸個人の自律性の保証に見出される。そうした国家は、文化的な同質性によってネガティブに人々の活動領域を囲い込むのではなく、むしろ民主的決定プロセスへの参加を通じて人々の社会統合を積極的に拡大するはずである。「一般に差別待遇の撤廃は、国民の独立によってではなく、個々人や集団間の差異である文化的背景にきわめて敏感な包摂（Inklusion）によってのみ可能なのである³¹」。こう述べたとき、ハーバーマスははっきりと民主的法治国家の維持を文化的差異の存続に優先させたのであった。

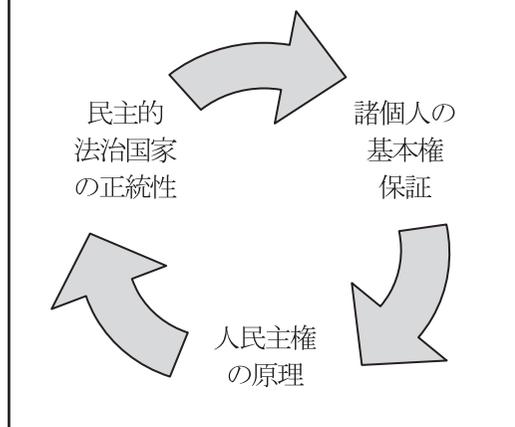
むしろにかえて：近代国家の再評価という逆説

以上、本稿では、文化的多様性と民主的法治国家の正統性について、ユルゲン・ハーバーマスの政治的主張を検討してきた。チャールズ・テイラーをはじめとするコミュニタリアニズムに対する応答として展開されたその言説は、アトミックな個人かそれともマクロ主体と見なされた共同体かという二者択一を回避しつつ、人々の自律性という観点を導入し、多文化主義をめぐる論争の位相を転換している。真正な文化的アイデンティティに表象される私的自律と、国家市民の平等な地位に示される公的自律とは決して分離できるものではなく、むしろ民主的法治国家のもとで結合されなくてはならない。人々を法の受け手であると同時にその起草者とみたとき、ハーバーマスは諸個人の基本権を保証するとともにそれを実現する民主的法治国家の擁護へと導かれていったのだった。

たしかに現代において、制定された法の正当性が民主的決定から引き出される以上、民主制のないところには法治国家は存在しない。同時に、民主的プロセスはそれ自体が法的な制度化を必要とするため、民主制を支える人民主権の原理は、すでに諸個人の基本権の保証を前提としている。つまりハーバーマスによれば、民主的法治国家の正統性は、文化的なアイデンティティの真正さではなく、諸個人の基本権の保証と結びついた人民主権の原理に由来している。諸個人を保護する基本権（＝私的自律）と国家市民が行使する人民主権（＝公的自律）が適切に関連づけられたとき、国家は単に独占的な暴力装置であることを止め、民主的法治国家としての正統性を獲得する（図1参照）。この連結環が一連の政治プロセスのなかで成立する際には、文化的共同体の存続ではなく、むしろその継承と断絶を選択する個々人の自己決定権こそが重要なのである³²。

(図1)

【私的・公的自律性と国家の正統性の連結環】



言い換えれば、ハーバーマスにおける承認をめぐる政治は、近年、政治・社会理論で喧伝される文化主義的転回 (cultural turn) に、近代の個人主義的な権利の言説の拡張で応じている。彼にとって文化的多様性は決して自己目的ではありえず、個々人のアイデンティティの保護という観点からのみ尊重された。移民問題と分離主義への適用で示されたように、民主的法治国家が達成すべき政治的統合は、文化的多様性の護持に優位する。人々の自律性を保証するとともに実現する民主的法治国家では、あくまで諸個人の自律性の不可侵な一部として文化的多様性が尊重され、規範的に目指されるのは民主的な自己決定の一貫した実現だけであった。

もちろん、こうした文化的差異に対する政治的統合の優位は、すでに述べたように民主的法治国家が人々のアイデンティティの多様性に十分に配慮することを妨げるものではない。旧ユーゴスラヴィアでの民族紛争からさまざまな教訓を引き出してきたイグナチエフは、現代の民主的法治国家と少数派の分離主義的要求との関係について次のように述べている。

国家がデモクラシーにもとづいて運営されている場合には、自己決定をめ

ぐる分離主義の要求は、可能なかぎりその国家の枠組みのなかに組み入れられるべきである。ただ、その国家がデモクラシーにもとづいていない場合、つまりその国家が少数派への権力移譲をいっさい認めず、少数派の教育、言語、文化のうえでの権利保護を拒むような場合には、分離と独立が避けがたくなる。

(Ignatieff [2001=2006 : 72])

なるほど、今日、文化的多様性の管理という課題は、われわれが住まう主権国家の民主制がどれだけ機能しているのか、その試金石となっている。この意味で、多文化社会のあり方をめぐる論争は、これまで民主制の回路とみなされてきた近代主権国家のあり方をあらためて問い直すことを要求しているのである。

それゆえ 1964 年に『公共性の構造転換：市民社会の一カテゴリーについての探究』を刊行して以来、一貫して国家システムの管理に対抗する市民社会の重要性を主張してきたハーバーマスが、あらためて近代国家の規範的意義を再評価していることは逆説的な意義をもつ。おそらくこうした逆説を解き明かすのに、ジグムンド・バウマンの次の言葉以上にふさわしいものはないであろう。

公権力の存在により、私的自由は不完全なものとなるが、公権力の後退、消滅は法的に認められた自由の事実上の無力化を意味する。… (中略) …公権力は、恐れられ憎まれてきた抑圧の力を失ったが、同時に評価されるべき権限もあらかた失ってしまった。解放闘争は終わっていない。闘争をすすめるためには、闘争がその歴史のほとんどを費やして破壊し、排除してきたものを、蘇生しなければならない、いま、

本物の解放は「公共領域」「公権力」の縮小ではなく、拡大を訴える。逆説的だが、私的自由の拡大に必要なのは、公的領域を私的領域による侵略から守ることであろう。

批判理論の任務は、解放の途上に山積みされた、多くの障害に光をあてることである。このことは、昔も今もかわらない。

(Bauman [2000=2001 : 66])

従来、社会の批判理論の立場からイデオロギー批判を遂行してきたハーバーマスが、1980年代前半のコミュニケーション的行為の理論から、80年代後半のディスクルス倫理学を経て、さらに1990年代には協議民主制の構想によって民主的法治国家を擁護してきたのは決して偶然ではない。彼が民主的法治国家の理論的擁護を企てたのは、ヨーロッパ中心主義に与したからでも、また保守化したからでもなく、パウマンが言うように政治的自律性のさらなる獲得を目指すためであった。

こうして21世紀を迎えた現在、われわれはあらためて民主的法治国家の規範的意義を再考するようにうながされている。もちろんそれは、近代に強大な管理権力を誇った国民国家への郷愁や、あるいはその延命を望むことを意味しない。むしろ現在行われるべき再考とは、国民国家からポストナショナルな国家への転換であるかもしれない。現代の人権概念の政治性について両義的な評価を行なった講演のなかで、イグナティエフは次のような提案をしている。

つまり国家は、ある特定の信条、民族、ないしは人種を同じくする集団の独占するものではなく、複数の民族集団間で締結される公共的な性格をもつ協定(civic pact)の調停者としての役割を果たすように作り直される必要が

ある。立憲主義と公共体としての国家(civic state)は、多民族国家における効果的な人権保護のためになくてはならない制度的条件なのである。

(Ignatieff [2001=2006 : 73f])

グローバルな経済統合の深化とローカルに噴出する文化的多様性のあいだにあっても、民主的法治国家の規範的意義は尽きてしまったわけではない。おそらくそれは、決して完結することのない「未完のプロジェクト」として、廃棄されるのではなく、むしろつくり直されねばならない。そのための問い直しの作業は、まだ始まったばかりなのである。

注

- ¹ UNDP [2004]。ネルソン・マンデラやシリル・エバディの寄稿を掲載したこの報告書では、現代の主要問題としてアイデンティティ・ポリティクスが取りあげられ、その重要性がさまざまな角度から検討されている。
- ² UNDP [2004 : 28]
- ³ もっともKrasner[1999]が検証しているように、主権国家はこれまでも全能だったわけではなく、その法的な独立性は、むしろ暫定的なものであった。
- ⁴ Weber [1919,1995=1963 : 71f]
- ⁵ Weber [1920=1988 : 366]
- ⁶ Hegel[1821, 1986 : 24]
- ⁷ ヘーゲルの思想と近代社会の関係については、Taylor[1979=1981]を参照。
- ⁸ Taylor[1994=1996 : 37]
- ⁹ 20世紀末の「ポスト社会主義」状況の政治課題が、「社会経済的な再配分」からこうした「承認への闘争」へ置き換えられつつあるとみることもできる。例えばFraser and Honneth[2003]は、これらの見方をめぐる論争を示している。ここでアクセル・ホネットが「承認としての再配分」という視点を提起したのに対して、Fraser[1997=2003]はフェミニズムの観点から「再配分」と「承認」は競合する問題ではなく、むしろ相互に連動する二つの政治的な問題系であると主張している。
- ¹⁰ Taylor[1994=1996 : 40-53]

- ¹¹ こうした人権概念の政治的意義については、Ignatieff[2001=2006]が卓越した見解を示している。
- ¹² 「真正さ」の理念については Taylor[1992=2004]を参照。
- ¹³ Taylor[1994=1996:79f]
- ¹⁴ Honneth[1998]は、「承認関係において軽んじられること」が社会運動の起動因であることを指摘している。なおハーバーマスによれば、フェミニズム、多文化主義、ナショナリズム、ヨーロッパ中心主義に対抗する植民地主義といった諸闘争は、それぞれ異なりながらも互いに類似性をもっている。「女性、民族のあるいは文化的少数派、さらに国民や文化は、抑圧、周辺化、蔑視に抵抗しているものであり、そうすることによって集团的アイデンティティの承認のために、多数派文化の脈絡の中であるいは共同体の内部で戦っているという点で類似している。その場合、政治的従属だけでなく社会的経済的不平等がつねに絡んでいるが、まずは文化的に定義される集团的政治目標をもつ解放運動が重要である。」 Habermas[1997:246f=2004:240f]
- ¹⁵ Habermas[1997:242=2004:237]
- ¹⁶ 公(public)―私(private)の座標軸をめぐる諸言説については、Geuss[2001=2004]を参照。
- ¹⁷ Habermas[1997:242=2004:237]
- ¹⁸ Habermas[1997:245=2004:240]
- ¹⁹ アトミズムについては、Taylor[1985=1994]。
- ²⁰ 「というのも、規範的に見れば、個人の法人格の不可侵性を保証するには、個人を社会化し個人のアイデンティティを形成する間主観的に共有された経験や生活連関の保護が不可欠だからである。個人のアイデンティティは、集团的アイデンティティと密接に絡み合っており、文化のネットワークのなかでのみ安定する。」 Habermas[1997:258=2004:251]
- ²¹ ハーバーマスによれば、逆差別政策の根拠は、多数派文化が少数派にもたらしてきた抑圧や否定の歴史に求められるべきであり、それぞれの文化が無条件にその存在価値をもっているわけではない。 Habermas[1997:258=2004:252]
- ²² Beck, Giddens and Lash[1994]
- ²³ もっともこうした伝統の超越可能性については、ハイデガーの哲学的影響のもとで解釈学を集成してきたハンス・ゲオルグ・ガダマーと、社会の批判理論を志向するハーバーマスのあいだで論争がある。 How[1995]
- ²⁴ ヘルマン・ヘラーの文化的共同体としての国民観については、拙稿[2004]で検討している。
- ²⁵ Habermas[1997:267f=2004:260f]
- ²⁶ Habermas[1997:266=2004:259]
- ²⁷ ハーバーマスが依拠する憲法パトリオティズムについては、Habermas[1990=1992]で言及されている。
- ²⁸ この点でハーバーマスは、次のようにシュミットを批判している。「他方で、同質な人民という前提は自由意志の原理に矛盾し、規範的に望ましいとは言いがたい帰結へと導くのだが、シュミットはそのことを隠そうともしない。『同質な国民からなる国家は正常なものとして現れる。この同質性を欠く国家は異常なものであり、平和への脅威をはらんでいる』。…(中略)…そこでシュミットは、外国からの移住を規制する予防措置だけでなく、『異種の住民の抑圧、強制移住』ならびに空間的隔離、すなわち保護領、植民地、保留地の開設を勧める。」 Habermas[1997:169=2004:167]
- ²⁹ Habermas[1997:256=2004:250]
- ³⁰ 現代社会における小集団化＝部族化については、Maffesoli[1992=2000]を参照。
- ³¹ Habermas[1997:174=2004:171]
- ³² こうした集团的権利と個人的権利の関係について、イグナティエフは端的に次のように述べている。「しかし、集团的権利の究極的な目的と正当性は、現にある集団を保護することにあるのではなく、その集団を構成している諸個人を保護することである。だからたとえば、ある言語を用いる集团的権利を振りかざして、個人がその集団の言語に加えて他の言語を学ぶのを禁ずるようなことをしてはならない」(Ignatieff[2001=2006:119])
- ただし彼はまた、次のように人権の意義を述べることで、個人の権利と集団の権利の調和について、ハーバーマスより慎重な姿勢を示している。「集团的権利の教説が存在するのは、個々の主体的行為者を意義あるもの、価値あるものにする集团的権利——たとえば、言語の権利——を保護するためである。しかし個人の利益と集団の利益はかならず衝突する。人権が存在するのは、この衝突に裁定を下すため、すなわち集団と集団の主張が個人の生活に制約を加える際に踏み越えてはならない限度、それ以上は譲れない最小限度(ミニマム)を定義するためである。」(Ignatieff[2001=2006:119])

参考文献

Bauman, Zygmunt (2000) *Liquid Modernity*, Polity Press. (森田典正訳 .2001. 『リキッド・モダニティ：液状化する社会』 大月書店.)

Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash (1994) *Reflexive Modernization*, Cambridge: Polity.

Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on 'Postsocialist' Condition*, Routledge. (仲正昌樹訳 .2003. 『中断された正義：「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察』 御茶ノ水書房.)

Fraser, Nancy, and Axel Honneth (2003) *Redistribution or Recognition? :A Political-Philosophical Exchange*, London and New York: Verso.

Geuss, Raymond(2001) *PublicGoods, Private Goods*, Princeton University Press. (山岡龍一訳 .2004. 『公と私の系譜学』 岩波書店.)

Gutmann, Amy(ed.) (1994) *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press. (佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳 .1996. 『マルチカルチュラルリズム』 岩波書店.)

Habermas, Jürgen(1964.1990), *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft; mit einenVorwort zur Neuauflage 1990*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (細谷貞雄ほか訳. 1994. 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究 第二版』 未来社.)

———— (1981) *Theorie des kommunikativen Handelns 2Bd. Band1: Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung*,

Band2: Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (河上倫逸・徳永恂ほか訳. 1985-1987. 『コミュニケーション的行為の理論上・中・下』 未来社.)

———— (1988) *Der philosophische Diskurs der Moderne: Zwölf Vorlesungen*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (三島憲一・木前利秋ほか訳. 1990. 『近代の哲学的ディスコース I・II』 岩波書店.)

———— (1990) *Die nachholende Revolution: Kleine Politische Schriften VII*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (三島憲一ほか訳. 1992. 『遅ればせの革命』 岩波書店.)

———— (1997) *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1821.1986) *Grundlingen der Philosophie des Rechts: G.W.F.Hegel Werke 7*, Frankfurt am Main.: Suhrkamp

Honneth, Axel (1998) “Die soziale Dynamik von Mißachtung: Zur Ortsbestimmung einer kritischen Gesellschaftstheorie” (藤野寛訳. 1999. 「軽んじ(られ)ることの社会的ダイナミズム：ひとつの批判的社会理論の位置づけのために」『フランクフルト学派の今を読む』 情況出版. pp.6-30.)

How, Alan (1995) *The Habermas - Gadamer Debate and the Nature of the Social*, Avebury.

Ignatieff, Michael (2001) *Human Right as Politics and Idolatry*, Princeton and Oxford : Princeton University Press. (添谷育志・金田耕一訳. 2006. 『人権の政治学』 風行社.)

Krasner, Stephen, D. (1999) *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton: Princeton

- University Press.
- Maffesoli, Michel (1992) *La Transfiguration du politique : la tribalisation du monde*, Grasset. (古田幸男訳. 2000. 『政治的なものの変貌：部族化 / 小集団化する世界』法政大学出版局.)
- Schlesinger Jr. Arthur M. (1991) *The Disuniting of America: Reflections on a Multicultural Society*, New York: Whittle Books. (都留重人監訳. 1992. 『アメリカの分裂：多元文化社会についての所見』岩波書店.)
- 高橋良輔 (2004) 「ヘルマン・ヘラーにおける政治的なものの概念——”数多性における統一性”の視点から——」『政治思想研究』第4号 pp.163-183.
- Taylor, Charles (1979) *Hegel and Modern Society*, Cambridge:CambridgeUniversity Press. (渡辺義雄訳. 1981. 『ヘーゲルと近代社会』岩波書店.)
- (1985) “Atomism,” in *Philosophy and the Human Sciences*, Cambridge University Press. (田中智彦訳. 1994. 「アトミズム」『現代思想：リベラリズムとは何か』Vol.22-5 (1994年4月). pp.193-215.)
- (1992) *The Ethics of Authenticity*, Harvard University Press. (田中智彦訳. 2004. 『〈ほんもの〉という倫理：近代とその不安』産業図書.)
- (1994) “Politics of Recognition,” in Amy Gutman(ed.). *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press. (佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳. 1996. 「承認をめぐる闘争」『マルチカルチュラルリズム』岩波書店, pp. 37-110.)
- United Nations Development Programme (2004) *Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World*.
- Weber, Max (1919 1995), *Wissenschaft als Beruf*, Stuttgart: Reclam. (尾高邦雄訳. 1963. 『職業としての学問』岩波書店.)
- (1920) *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd.1, ss. 17-206. (大塚久雄訳. 1989. 『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店.)